

国民健康保険料の納付方法が変わります

本年度から仮算定での仮徴収を廃止します(確定9期賦課方式に改めます)

昨年までは、5月(1期)と6月(2期)に、前々年中の所得を基に保険料を算定(仮算定)し、8月(3期)に前年中の所得を基にその年の1年間(4月から翌年の3月)の保険料額を算定(本算定)し、その算出された保険料額から仮算定で徴収済みの保険料額を引き、8月から3月までの保険料を決定していました。従って同じ年度の国民健康保険料でも1期・2期と3期以降では保険料額が違う場合が多くあり、国民健康保険料の仕組みをわかりにくくする原因となっていました。今後は仮算定部分を廃止し、前年中の所得を基に保険料を算定する本算定のみの方式に変更します。

口座振替等(普通徴収)での仮算定徴収の廃止

平成20年度(仮算定廃止前)

納付月		
4月		
5月	1期	仮算定 (前々年中の所得で計算)
6月	2期	
7月		本算定 (前年中の所得で計算)
8月	3期	
9月	4期	
10月	5期	
11月	6期	
12月	7期	
1月	8期	
2月	9期	
3月	10期	



平成21年度(仮算定廃止後)

納付月		
4月		
5月		
6月		
7月	1期	本算定 (前年中の所得で計算)
8月	2期	
9月	3期	
10月	4期	
11月	5期	
12月	6期	
1月	7期	
2月	8期	
3月	9期	

【仮算定の廃止による変更点】

- ・仮算定廃止後は、前年の所得が確定した7月以降に、1年分の確定保険料を算定しますので、料金の変動が少なくなり、納める保険料が分かりやすくなります。
- ・保険料を納めていただくのは年9回となります。(4月～6月：納付なし)
- ・7月中旬に納入通知書と納付書を送付します。

年金からの天引き(特別徴収)で保険料を納めていただく場合は、仮徴収を行います。平成20年10月から年金天引きが始まっていますので、昨年度は仮算定による仮徴収はしませんでした。4月(平成21年度)から4月、6月、8月の年金支給に合わせ、昨年度の年金から天引きされた額と同額を納めていただきます。

平成20年度(仮算定廃止前)

納付月		特別徴収【年金天引き】
4月	1期	
5月		
6月	2期	
7月		
8月	3期	
9月		
10月	4期	本算定
11月		
12月	5期	本算定
1月		
2月	6期	本算定
3月		



平成21年度(仮算定廃止後)

納付月		特別徴収【年金天引き】
4月	1期	仮算定
5月		
6月	2期	仮算定
7月		
8月	3期	仮算定
9月		
10月	4期	本算定
11月		
12月	5期	本算定
1月		
2月	6期	本算定
3月		

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

市役所の宿日直業務のお知らせ

行政改革を推進するため、4月1日から市役所の夜間・休日の宿日直業務は、「員弁庁舎 1庁舎」になりました。ご理解、ご協力をお願いします。

火災情報の問い合わせは... 桑名市消防本部管内：T 21-7777【音声ガイダンス】

問 員弁庁舎 総務課 T 74-5805 F 74-5800